



専門店の強味を認識せよ

商店経営コンサルタント

相 原 寿

商品構成の重要性

低価格政策の量販店に対抗するための形態としての専門店は、まず商品構成について適確な判断と検討を必要とする。

それには、いまだに多い義理仕入や惰性仕入を排除することが先決である。特に地方都市では、この種の傾向が強く、いわば問屋ペースに乗るケースが少くない。

専門店の商品構成としては(1)単一商品による構成 (2)単一商品系統による構成 (3)單一用途商品による構成というように商品の種類を三つに分類されているが、そのいずれを採用するとしても要は

稀少価値のオリジナル商品の開発、もしくはオリジナリティを發揮できる商品を選択する

ことが肝要であり、これが専門店としての強味の一つとなることは事実である。

オリジナル商品の開発や、オリジナリティを發揮できる商品を仕入れるためには、義理仕入や問屋のペースに乗っては目的は達せられない。専門領域において、あるいは自店にふさわしい壳筋商品をもつ信頼性のある仕入先を持つことで、そのために、仕入先の思い切った入れ替えを敢行せねばならない場合も生じてくる。この点第一世よりも第二世の経営者に期待できる例が多い。

外観は専門店だが

専門店の経営者は信念の強い人であつて欲しい。経営態度の厳しさはもちろん、自から決めたことは自信を持って押しつける強い意志を持たねばならない。現在あらゆる企業が、経営者の確固たる信念のもとに経営されることを要求されていることと同様である。

これらの三要素が基盤となつて、経営の土台が築かれてこそ、専門店としての強味が發揮されるのである。



第 49 号

昭和41年11月10日印刷
昭和41年11月15日発行
発行所
宇都宮市旭町1-8,427
宇都宮商工会議所
電話(3)3,071~3,074番
編集
兼者 藤生善之助
発行 秋場栄吉
印刷者 三共印刷株式会社
印刷所 宇都宮市旭町2丁目
電話(4)4,106番(代)

自から専門店と名乗つてゐながら、業績もあがらず、量販や価格をふりかざしてくる大形店の脅威におびやかされているのは、いずれも、その外觀のみが専門店らしい姿をしていながら、内容は依然として惰性経営の範囲を出ないからである。

細かい神経が必要

専門店の一つの行き方として高級品を狙う場合がある。事実、店舗を高級品取扱い店らしく改装し、高級品を陳列して、客層が変わり、成功した例も少くない。

しかし、この場合、その成功の理由は、立地条件を十分に検討し、客層を調査しての切り換えであつて、実はこの点に難しさと危険性のあることを知らねばならない。

高級品といつてもハイセンスのハイクラスもあれば、それより落ちる人たちの高級品をいう場合もあるからである。

とくに注意しなくてはならないのは、ちかごろ“若い客層を狙え”という一種の合いことばが生れ、それがそのまま専門店の販売促進のポイントに利用されてきたことである。

たしかに、この合いことばには近代的なニュアンスと、一般消費者の動向への相対的なふくみがあるが、ひとくちに若い客層と称しても、十六才以上三十才ぐらいの間に数段階の断層があることを認めなければいけない。

ビートルズの来日に狂乱したティーンエージャーを、一二、三才の人たちがきびしく批判し、あるいは冷笑さえしている事実を見逃してはいけない。専門店の経営者たるものは、かかる現象さえも常に観察し、商品構成や販売促進の面にとり入れなければならない。

そのくらいの細かい神経を常に使わねば専門店の強味は發揮できないといつても過言ではあるまい。

専門店と商店街運営

専門店だからといって、立地条件を無視はできない。ということは、商店街構成に協力しなければならないという

ことに結びつくのである。商店街は消費者を吸収するための存在であり、各個人店は吸収された消費者を独自の方法で掴むことにあるといわれているが、このことは昔も今も変らない。一定不變の原則であつて、商店街の運営はそのため協力と積極化が望まれる所以である。

しかし、そのために多額の費用をかけてアーケードをつくり、無理をしてまで中高層のビルを建設することは一考を要すといいたい。

なるほどアーケードにしても中高層ビルにても一商店街を一種のショッピング・ストリート化する効果はある。

しかし、経営規模の格差や業種構成に無理があるので、一部の人たちの強制によつて、実施された場合、果してどのような形のプラスになるかということに、もつと関心を持つべきではないであろうか。

専門店の強味は、専門店が密集することによって倍加するという事実は否定できないが、各自の内容そのものの充実が先決であるということも忘れては困る。

従業員の優秀性

従業員の不足と採用難のために、従業員教育が低下しているという事実は否定できない。しかも専門店の応待技術は高度でなければならないといわれているおりから、この事実は専門店にとって大きな痛手である。

しかし、従業員の応待技術の良否の責任は経営者にある。従業員の不足という問題とは別に考慮せねばならない問題であつて、不足だから、定着性を向上させるために甘やかしておくれなどは、理由にならない。

受け入れ態勢を整備して、厳格なるしつけと教育が行われなければならぬはずである。専門店の従業員はいずれもベテランであること要求され、それでこそ専門店の店格と消費者への信頼感が生れてくるのである。

従業員へは高姿勢であり、自信をもつて教育に当つて欲しい。

筆者略歴

昭和三年早稲田大学商学部卒業、商店指導誌「商店界」へ入社、以来商店経営指導に専念、戦後は同誌の編集長として活躍、昭和三十八年五月引退、現在同誌顧問として、かつ商店経営コンサルタントとして講演と執筆に従事している。

日商情報

第一三二回常議員会開催

- 一、日時 41・9・20日(火) 13時~13時30分
- 二、場所 東商第一第2会議室
- 三、出席者 当所より保坂会頭並びに藤生専務理事出席
- 四、報告事項

- (1) 昭和41年7月・8月業務概要報告

- （2）昭和41年9月・10月事業予定報告
 （3）第47回経済政策委員会よりの報告
 （4）第19回商業対策特別委員会よりの報告
 （5）第27回表彰特別委員会よりの報告
 （6）第24回商工会議所調査特別委員会よりの報告
 （7）昭和41年度貿易研修に関する件
 （8）昭和41年度小規模事業者のための講演会実施状況に関する件
 （9）昭和41年度経営指導員研修会実施状況に関する件
 （10）昭和41年度経営指導員研修会実施状況に関する件
 （11）企業技術者海外進出希望登録ならびに斡旋状況に関する件
 （12）全国観光土産品公正取引協議会設定状況に関する件
 （13）全国商工会議所業務概況報告
 （14）国産品認識週間実施に関する件
 （15）全国商工会議所共済会業務報告
- 五、協議事項**
- A 顧問委嘱に関する件
- B 新入会員承認の件(大阪守口商工会議所)
- C 日本商工会議所第24回被表彰者に関する件
- D 商工会議所に対する不動産取得税等の非課税措置方に関する件
- E 議員総会への提案事項
- (1) 昭和40年度事業報告の件
- (2) 昭和40年度経費収支決算報告の件
- (3) 副会頭補欠選任に関する件
- (4) 常議員補欠選任に関する件
- (5) 昭和42年度財政経済政策に関する件
- (6) 科学・技術振興のための税制・金融等の措置に関する件
- (7) 流通政策の推進に関する件
- (8) 公害防止施設の整備促進についての要望の件
- (9) 協業法人法(仮称)の制定に関する要望の件
- (10) 国民金融公庫の貸付限度額引上げ並びに返済期間延長についての要望の件
- (11) 地震対策施設の強化と地震学の研究に対し国費の大幅増額投入要望の件
- (12) 小規模企業共済制度の掛金に対する税制措置の改正に関する件
- (13) 印紙税法改正に関する要望の件
- (14) 生協・農協ストア対策と百貨店法緩和の是正に関する件
- (15) 中小企業信用保険臨時措置法の恒久化に関する件
- (16) 青色申告者の事業専従者給与限度額現行の24万円を30万円まで引上げに関する件

宇都宮物産と観光展
かしこい消費者展
郷土芸能市内民謡流し
フラワーカービックパレード
N H K 公開録音（みんなの民謡）
ニュー・モデルカーショー
日本花嫁大行進
料飲酒まつり
全市連合福利大売出し
（その他協賛行事多数）

（民謡宮の会50名参加）
（中央小学校々庭）
（市中パレード）
（宇都宮料飲組合連合会）
（参加加盟店）
（畠山・新川・九重・奥田出演）
（市中パレード）
（参加加盟店）
（畠山・新川・九重・奥田出演）
（市中パレード）
（参加加盟店）
（参加加盟店）

②官公需方針の実施について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく、本年度中小企業者に関する国等の契約の方針が、八月十六日の閣議において次の要旨のとおり決定されました。

国等においては、この方針に基づき同法の趣旨にそなべく、受注確保に積極的な努力をはらうこととなりましたがこれが実効を期していくため、国等における努力と対応して、中小企業者の自主的な努力を行なうことが肝要であるとの、中小企業庁長官よりの連絡に接しましたので、できる限り官公需を受注しよう、全文掲載のうえお知らせ致します。

③昭和41年度中小企業者に関する国等の契約の方針

国は、中小企業の振興を図るため、中小企業者の生産性と取引条件を向上しようとする自主的な努力を助長しつつ近代化、高度化を推進するとともに、昭和41年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結にあたり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めることとする。

1、中小企業向契約目標

昭和41年度における国等の契約のうち、中小企業向契約の金額が約五、〇五〇億円となるよう努めるものとする。この金額は、国については、約二、二五〇億円、公社および公團等については約二、八〇〇億円とする。

2、中小企業者の受注機会の増大のための措置
(1) 資格審査事務の簡素化
国等における競争入札参加資格者の審査に関する事務については申請書類を統一するなどその簡素化を図るものとする。

(2) 事業協同組合等の活用

事業協同組合等の受注事業を活発化するため、その共同受注体制の整備を促進するとともに、共同受注体制の整備された組合については、物件の購入等にあたるものとする。

御贈答に フレッシュで特色のある 和菓子・洋菓子

品 食 堂、食 料 品 と 菓 子 の 味 デ パ ー ト

マスキン

相生町本店 TEL 3-1391(代表)
江野町店 TEL 4-9156
荒二店 TEL 2-7827

- (1) 各省各庁、公社、公團等において、中小企業者の受注機会の増大を図るための措置の統括担当者として中小企業官公需担当官を定める等所要の体制の整備を図るものとする。
- (2) 中小企業庁に中小企業官公需確保対策推進協議会を設置する。
- (3) 体制の整備
 - (1) 各省各庁、公社、公團等における中小企業者の活用の指導等
 - (2) 受注大企業における中小企業者の活用の指導等
 - (3) 中小工事、中小企業製品等に係る契約の締結にあつては、できるかぎり中小企業者を指名するなど中小企業者に受注機会を与えるよう努めるものとする。
 - (4) 受注大企業における中小企業者の活用の指導等
 - (5) 契約制度、契約手続等の周知徹底
- (4) 国等の契約制度、契約手続についてはパンフレットの発行等により中小企業者に対しその周知徹底を図るものとする。

(イ) 当該企業等の業種が県において小規模企業の多い業種に属するものであること。

2、本貸与事業により設置される施設

小規模事業者等の集団化を促進するため、直接必要なもののうち一定の条件を備えたものであること。ただし原則として貸与決定年度において着工し、かつ完成するもの、または取得するものであること。

3、貸与事業の総事業費

貸与事業に用する費用は共同工場の建設に直接、間接に用する費用とし、この総事業費は、一共同工場当たり二億円以内とする。

この場合において、建物の建築費は、耐火建築構造にあっては、一坪三万円以内、簡易耐火建築構造は、一坪一万五千円以内とする。

4、総事業費の費用負担

総事業費の五分の二を国、五分の二を県、残り五分の一に相当する金額は、共同工場加入の企業（企業組合）または組合で負担するものとする。

5、共同工場の引渡し時期

原則として、共同工場が全体として完成したときとする。原則として、共同工場が全体として完成したときとする。

6、貸与対象者

対象施設等はすべて組合に貸与するものとする。

7、貸与方式

貸与の方式は譲渡（割賦販売）とする。なお譲渡とは共同工場の引渡しと同時に譲受人に所有権を移転するものとする。

8、貸与の条件

貸付料の支払期間、支払方法

譲渡の対価（総事業費の五分の一相当額の負担金を差引いた残額）支払期間は十三年とし、支払方法は年賦、半年賦または月賦とする。

◎小口事業資金（50万円まで）が

担保や保証人なしで借りられます

◆申込人の資格

市内で一年以上同じ営業をしていて、所得税、事業税、県・市民税のどちらかを完納している小企業者（従業員五人、商業サービス業は二人以下）の方で、ほかに保証付借りられないもの。

融資額は、一企業について五〇万円まで、借入期間は、運転資金は一年以内、設備資金は三年以内となっています。なお、利息は各取扱金融機関所定の利率で、そのほかに所定の保証料を要します。

◆申込みの場所

宇都宮市中小企業融資振興会（市中小企業課および当所）または市内各金融機関および信用保証協会です。詳細につきましては、当所宛（担当 新部、電(3)三、〇七三）お問い合わせください。

不動産鑑定

宅地建物等の価格、借地、借家権価格や地代、家賃等の適正価格を鑑定評価いたします。お気軽にご相談下さい。

不動産鑑定士 酒井辰雄

略歴 勘定年退職後、宇都宮商工会議所経営指導員、佐野音産業課長を経て昭和40年度国家試験に合格

宇都宮市西大寛1丁目6-14
TEL. (4) 9372

部会事業の推進と振興に一段と新風を期すべく、慎重に

その人選を選考致しました商業小売部会評議員の選任

商業小売部会評議員決定す

- 廿九日 会議室 藤生専務理事出席 三時三十分 第一會
交通運輸部会評議員会開催 一時三十分 第一會
- 三十日 議室 小平部会長外十四名出席 三時三十分 柄木県公民館大会開催 足利市民会
館ホール 藤生専務理事出席
- 宇都宮市交通安全対策協議会幹事会開催 一時 市役所第二會議室 星局長出席
- 十一月 三日 宇都宮市商店コンクール審査会開催 十時 第三
會議室 星局長 小川次長出席 ラジオ柄木番組審議会開催 十一時 藤生専務理
事出席
- 金融部会評議員会開催 一時三十分 第一會議室
館野副部会長外九名出席
- 五日(六日) 第二十回会国商工会議所専務理事事務局長会
議開催 広島商工会議所 星局長出席
- 六日 宇都宮市中小企業融資振興会の発足に伴う本市中
小企業金融に関する懇談会開催 十時三十分 上
野特別食堂 飯島顧問 保坂会頭 藤生専務理事
出席
- 七日 熊谷商工會議所当地商店街視察来所 十一時 四
十名
- 宇都宮市交通安全対策協議会開催 一時 市役所
第一、二會議室 藤生専務理事出席
- 甲府オリオン通り振興会青年部当地商店街視察来
所 十時 九名
- 八日 柄木県社会福祉大会共同募金二十周年記念式典
九時三十分 柄木会館大ホール 藤生専務理事出
席
- 柄木会館クラブ定例会開催 十二時三十分 藤生
専務理事出席
- 九日 第二十四回和文タイピスト技能検定試験施行 九
時 宇商高
- 十一日 宇都宮市商店街連盟役員会開催 十時三十分 第
三會議室 藤生専務理事 星局長 小川次長出席
柄木県児童福祉審議会開催 一時 県庁衛生民生
委員室 藤生専務理事出席
- 十二日 第七回宇都宮物産觀光展打合会開催 一時三十分
第三會議室 荒牧副会頭他十五名出席
議員懇談会開催 一時三十分 第三會議室 保坂
会頭他二十六名出席
- 十四日 宇都宮市中小企業融資振興会融資審査会開催 十
時 第三會議室 藤生専務理事出席
宇都宮地区雇用協会中学校職業指導教諭との懇談
- 十五日 会開催 三時三十分 第一會議室 荒牧会長外十
八名出席
- 十八日 柄木県産業教育振興会運営委員会開催 一時三
十分 中村 藤生専務理事出席
- 十七日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催
十時三十分 市役所第一會議室 藤生専務理事出
席
- 廿九日 会議室 荒牧会長外二十二名出席 一時三十分 第一
會議室 荒牧会長外二十二名出席
- 十九日 日商第十二回中小企業及商業対策特別合同委員會
開催 一時 東商第一、二會議室 荒牧副会頭
藤生専務理事出席
- 二十日(廿一日) 群馬・柄木商工会議所経済交流会議開催
鬼怒川温泉星のや旅館 荒牧副会頭 藤生専務理
事出席
- 廿二日 柄木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開
催 十時 社会福祉協議会々議室 小川次長出席
- 廿三日 第五十八回算能力検定試験施行 九時 旭中学
校
- (廿四日) 宇都宮青果市場創立二十周年記念祝賀会開
催 十時 東武五階ホール 藤生専務理事出席
- 廿四日 宇都宮市商店コンクール表彰式開催 十時 第三
會議室 藤生専務理事 星局長 小川次長出席
- 廿五日 関東商工会議所連合会商工業立地整備研究会設立
総会開催 一時三十分 東商第一會議室 藤生専
務理事出席
- 廿六日 宇都宮地区青色申告普及育成協議会役員会開催
一時三十分 稲務署會議室 星局長出席
- 廿六日 柄木県商工会議所連合会工業委員会開催 十時
柄木会館第四會議室 渡辺(貞) 野沢委員 藤生
専務理事出席
- 廿七日 茨城・群馬・埼玉・栃木四県商工会議所専務理事
事務局長会議開催 十一時 古河市山水 星局長
出席
- 廿七日 吳商工会議所当地商店街視察来所 十一時 十名
日商第二十五回小規模事業指導研究会開催 十二
時 日商役員室 藤生専務理事 小川指導員出席
宇都宮市制施行七十周年記念祭商工祭協力委員会
開催 一時三十分 第一會議室 保坂会頭外四十
九名出席
- 宇都宮地区勤労青少年補導育成連絡協議会設立準
備委員会開催 三時 第三會議室 保坂会頭外二
十五名出席

